

令和 6 年度の主な修正概要

1. 本市の防災行政を取り巻く背景・課題

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震で最大震度 7 を観測した石川県は、国の地震調査委員会の「全国地震動予測地図」では、2020 年から 30 年間に震度 6 弱以上の揺れが起きる確率は県の大部分で「0.1%～3%未満」とされていた。この地震において、木造住宅を中心とした建築物の倒壊があり、多くの死傷者が出ている。

三重県においては、上記の予測地図において「26%以上」とされており、国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後 30 年以内に南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震が発生する確率は 80%程度とされている。

本市においては、家屋の倒壊等による死傷者を一人でも減らすため、倒壊の危険性の高い木造住宅の所有者に対して啓発、無料耐震診断による情報提供、耐震補強設計及び工事、除却工事に対し一部補助の実施に取り組むとともに、住宅の安全性の向上を図り、家具等の転倒による被害を軽減するため、要配慮者等の住宅の家具を無料で固定する事業を進めてきた。また、防災対策として住民の災害に対する意識や地域防災力の向上が重要となり、市では地域の特性に応じた地区防災計画の策定支援としてセミナーを開催し、計画策定を希望する地域へ支援を行っているところである。

引き続き、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震に備え、防災基本計画（中央防災会議）や三重県地域防災計画といった上位計画との整合性を図りつつ、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を目指し、必要な検討及び修正を行い、自助・共助・公助が連携して防災施策に取り組んでいくことが求められている。

2. 修正の主な項目・内容

■ビジョン編：第 1 章 松阪市の現況

4 市民の防災への意識【修正】

- ◆ 総合計画策定にかかる「松阪市市民意識調査」（令和 6 年度、対象 3,000 人）の防災対策に関する調査において「日頃から災害への備えをしているか」の質問に対して、令和 4 年度調査では 39.6%が「している」または「どちらかというとしている」と回答していたが、令和 5 年度では 2.9 ポイント減の 37.7%、令和 6 年度は 12.6 ポイント増の 50.3%となっている。これは過去に災害が発生してから時間が経過し、その記憶が薄れたことにより災害への備えに対する意識が低下していたが、令和 6 年能登半島地震などにより上昇したものと思われる。

また、防災対策に対する意識の満足度について、横ばいの状態で年々僅かに上昇し、「やや不満」または「不満」の回答についても前回より 0.1 ポイントと僅かに上昇している。近年各地で多発する局地的な大雨や線状降水帯による風水害、地震頻発等の自然災害により、防災対策への期待が高まっており、さらなる充実を求められていると考えられる。

■第2章：テーマ1（発災前にすべきこと）

（1）医療・救護体制の整備【修正、追加】

- ◆ 災害時の医療救護に関する情報の連絡体制の確保や医療救護所を設置した場合に必要な人員を平時より確保していく必要があることから、協力いただける看護師や医療事務員等コメディカルの確保について修正・追加する。
- ◆ 医療救護所の運営や必要となる医薬・衛生材料の確保等、平時から医療救護体制について松阪地区医師会等関係機関と協議する必要があるため追加する。

■第2章：テーマ3（災害の発生後にすべきこと）

（1）対策本部【修正】

- ◆ 市長不在時の場合における本部長職務の代理順位を修正する。

（2）地区調整本部【追加】

- ◆ 地区市民センターのコミュニティセンター化に伴い地区調整本部に徳和地区コミュニティセンター及び松尾地区コミュニティセンターを追加する。

（3）配備体制の基準【修正】

- ◆ 昨年発表のあった南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）について、地震における警戒準備体制及び第一次配備体制の招集の基準を修正する。

（4）医療・救護対策

- ◆ 対応フロー【削除】
- ◆ 関係機関との関係図【削除】
- ◆ 体系図【追加】

（5）医療救護所の設置基準【追加】

- ◆ 災害時における医療救護所の設置基準について追加する。

(6) 医療救護所の設置【追加】

- ◆ 第一次医療救護所及び第二次医療救護所の開設について追加します。

■第4章：防災関係機関の災害対策

(1) 松阪地区広域消防組合の配備体制【修正】

- ◆ 風水害、地震災害、津波災害対応体制における配備内容の一部修正
- ◆ 災害対策消防警戒本部の削除

■第4章：松阪地区三師会の災害対策

(1) 医療救護活動（松阪地区医師会）の実施【修正、追加】

- ◆ 避難所等における慢性期対応（巡回診療等）の追加
- ◆ 医療救護所の業務内容の一部修正
- ◆ 医療救護所の設置基準及び設置場所の修正
- ◆ 松阪地区医師会救護班の編成内容の内訳を修正

■第5章：「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応

(1) 配備体制【修正】

- ◆ 南海トラフ地震臨時情報の配備基準を修正

配備基準	災害対策本部	配備要員
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	設置しない	警戒準備体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	設置する	第一次配備体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	設置する	第一次配備体制

※南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されかつ、本市において震度3以上の地震が観測された場合は、配備体制における召集の基準を適用する。

※南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されかつ、本市において震度5弱以上の地震が観測された場合は、災害対策本部を設置する。